

租税特別措置等の事前評価について

1. 租税特別措置等の評価の概要

(I) 評価の対象

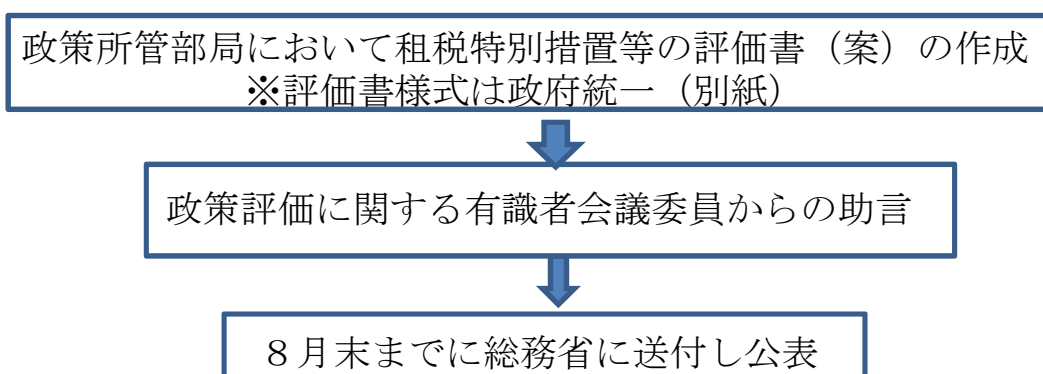
特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う、国税における租税特別措置（法人税に限る）及び地方税における税負担軽減措置（法人税、法人住民税及び法人事業税に限る）（以下「租税特別措置等」という。）の新設、拡充及び期限の変更を目的とする政策の事前評価及び事後評価を行う。（「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）による義務）

事後評価については、既存の租税特別措置等について、3年から5年を一応の目安として、個別の事例に応じた適切な期間を設定し、実施する。

(II) 評価の内容

- ・ 租税特別措置等の必要性、有効性、相当性等

2. 評価書の公表時期・公表までの流れ



（参考）平成28年度に文部科学省が行った租税特別措置等の事前評価

- ・ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
- ・ 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
- ・ 退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃
- ・ 2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う所要の非課税措置の創設

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	
2	対象税目	(法人税、所得税:外) (法人住民税、法人事業税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》
		《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第○条、 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第○条
4	担当部局	
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期:平成 年 月 分析対象期間:平成 年度～ 年度
6	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	
7	適用又は延長期間	年間(平成 年度～ 年度)
8	必要性 等	①: 政策目的 及びその 根拠
		②: 政策体系 における 政策目的 の位置付 け
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
		《政策目的の根拠》 ・○○法(平成○○年法律第○○号)第○条
		政策目標 1 施策目標 1

	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与
9 有効性等	①: 適用数等	○適用件数及び適用額
	②: 減収額	○減収額

		③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>○達成目標の実現状況</p> <p>○租税特別措置等による直接的な効果</p>
			《税収減を是認するような効果の有無》
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③: 地方公共団体が協力する相当性	
11	有識者の見解		
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

適用数等及び減収額の算定根拠

○平成 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数			
② 適用額			
③ 減収額			
④ 法人税			
⑤ 法人住民税			
⑥ 法人事業税			
⑦ 所得割			
⑧ 地方法人特別税			

○平成 年度
(略)

○平成 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数			
② 適用額			
③ 減収額			
④ 法人税			
⑤ 法人住民税			
⑥ 法人事業税			
⑦ 所得割			
⑧ 地方法人特別税			

○平成 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数			
② 適用額			
③ 減収額			
④ 法人税			
⑤ 法人住民税			
⑥ 法人事業税			
⑦ 所得割			
⑧ 地方法人特別税			

○平成 年度から 年度まで
(略)

租税特別措置等による直接的な効果の算定根拠

○平成 年度

	区分	数値	出典・計算式等
アンケート調査の結果	① 適用法人数		
	② 土地譲渡法人数		
	③ 土地譲渡件数		
	④ 土地取得法人数		
	⑤ 土地取得件数		
	⑥ 「本特例が廃止又は縮小された場合に新規設備投資にマイナスの影響を与える」と回答した法人の割合		
直接的な効果の算定	⑦ 適用法人数		
	⑧ 土地譲渡法人数		
	⑨ 土地譲渡件数		
	⑩ 土地取得法人数		
	⑪ 土地取得件数		
	⑫ 土地取引件数		
	⑬ うち直接的な効果		

(注)

○平成 年度から 年度まで
(略)